

# 建築協定(運営・更新)セミナー

## 第2部 更新セミナー



本編 2ページ

少しおさらいになりますが…

※「更新マニュアル」の該当ページ  
を掲載しています。

### 建築協定の効力は？

- ▶ 建築協定は、**有効期間内**に限り**効力**があります。
- ▶ 有効期間内であれば、  
売買等により**土地の所有者等**が変わっても、  
**新しい土地の所有者等**に対しその**効力**が及びます。
- ▶ 建築協定に**合意されていない区域**には  
**効力**は及ぼません。



**有効期間を過ぎると建築協定は失効するため、  
協定を続ける場合は更新が必要です！**



## 更新の手続きでは…

- ▶社会情勢に対応した協定内容の見直しが可能です。
- ▶協定の区域を新たに設定することが可能です。

(手動更新の場合のみ)

どのようなまちがよいか、  
地域のみなさんで考えてみましょう



## もし建築協定が失効したら…

これまで建築協定により  
定められていたまちづくりのルールが  
なくなります。

(例)

戸建住宅の町並み ⇒ 集合住宅・兼用住宅  
ゆったり広い敷地 ⇒ 小さく分割され販売  
デイサービス等の施設が建設可能になる場合も



# 更新手続きに必要な時間は？

更新作業は、1~2年程度かかる場合もあります。  
更新までのスケジュールにご注意ください。

地区の区画数が多い場合 や、  
建築物の基準を見直す場合 については、  
作業に時間がかかる可能性があります。



**2年前くらいからのスタートが目安です！**



# 更新手続きを大きく分けると？

そもそも更新する？

基準は変える？

区域を変える？

誰がする？

地区での  
合意形成

書類の作り方は？

市に提出？

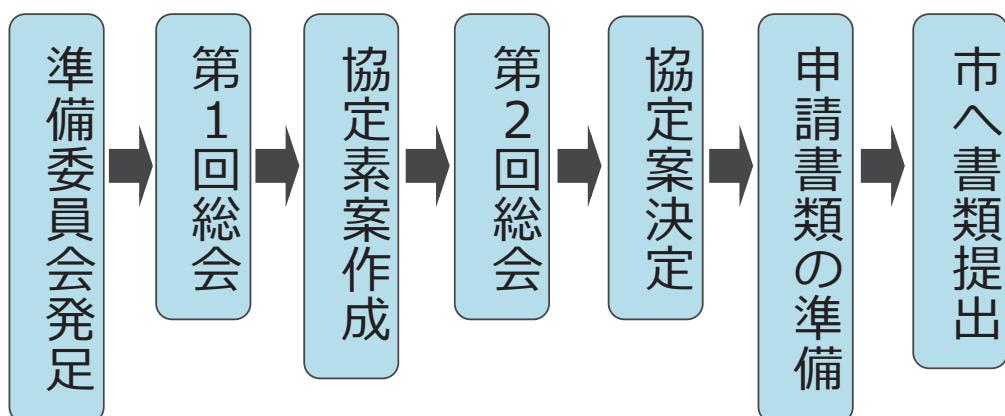
具体的な  
更新手続き



# 更新のおおまかな流れ(例)

地区での合意形成

具体的な  
更新手続き



## 地区での合意形成とは？

更新について、地区内の意見をまとめましょう。

- ・ 更新する？しない？
- ・ 建築物の基準は変える？
- ・ 区域は変える？
- ・ 不合意地区は隣接地にする？
- ・ 更新のスケジュールは？
- ・ 作業は誰がする？

よく話しあって  
決めていきましょう！

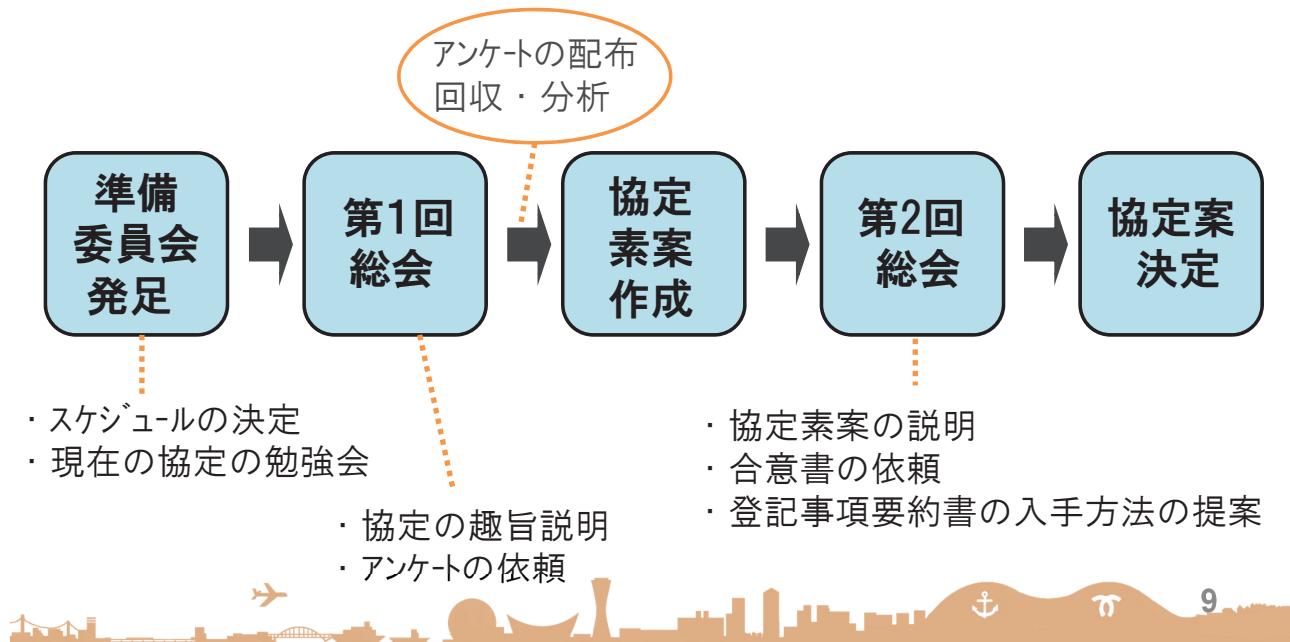
など



# 合意形成の方法とは？

地区ごとに、やりやすい方法で行いましょう。

(例) 協定案を見直す場合



資料編 21ページ～

## アンケート・お知らせ資料(例)

実際に更新作業で使用された資料を  
**更新マニュアル(資料編)**に掲載しています。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| ・ 更新をお知らせするとき        | … p.21～ |
| ・ 総会の案内をするとき         | … p.25  |
| ・ 更新に関するアンケートを依頼するとき | … p.26～ |
| ・ 合意書を依頼するとき         | … p.37～ |

など



# 隣接地とは？

認可申請時に、**不合意区画を隣接地に指定**できる

## ▶ 隣接地指定しておけば…

- ・有効期間内でも途中から協定に参加できる
  - ・本人の合意のみで加入できる（全員の合意がいらない）
- ⇒途中からでも簡単な手続きで加入できる！

## ▶ 同じ不合意の区画でも…

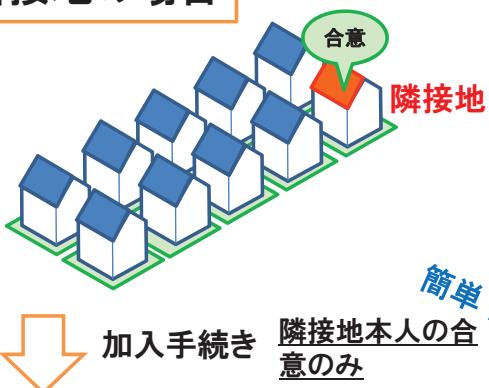
隣接地に指定していない建築協定区域外を  
建築協定区域にするには、再度、**全員の合意が必要**



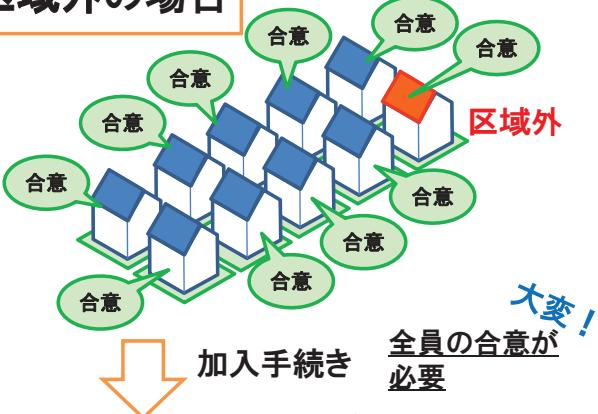
# 隣接地とは？

当初合意していない区画でも、  
途中から簡単な手続きで協定  
に加入できる制度

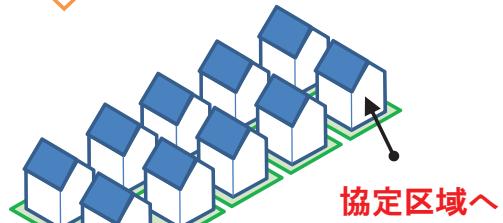
## 隣接地の場合



## 区域外の場合

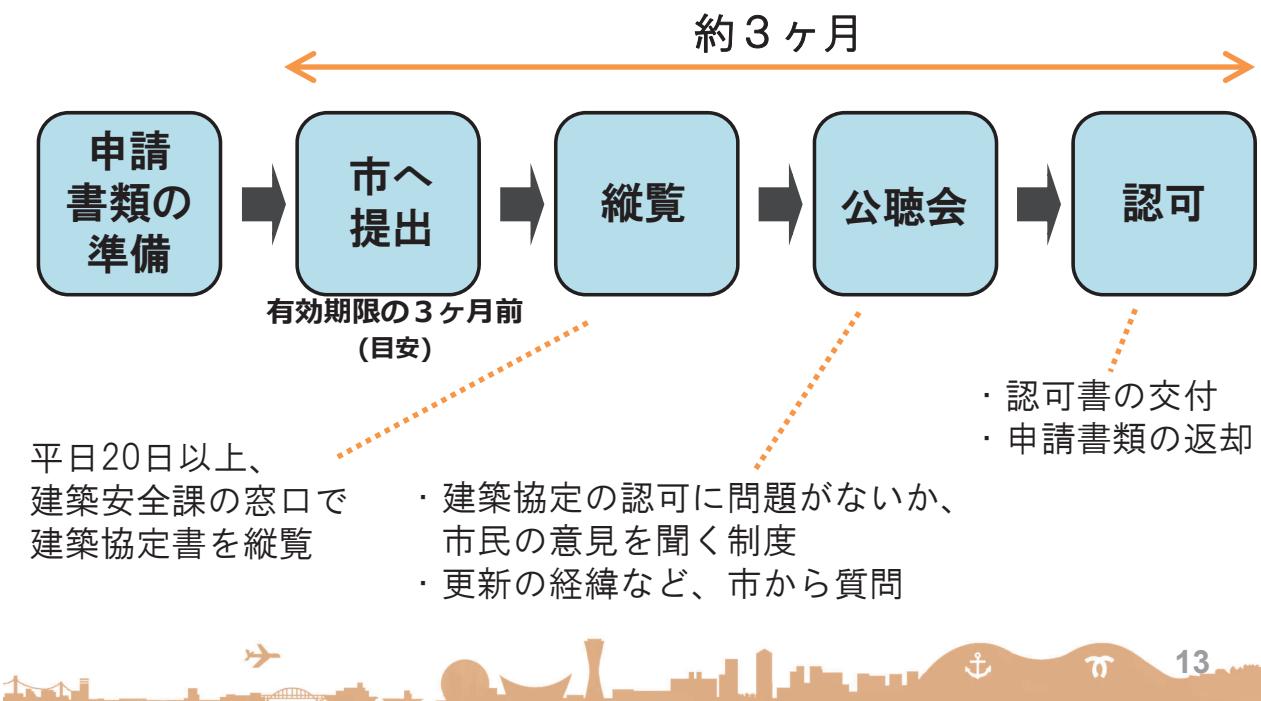


協定区域へ



# 更新手続きの方法とは？

必要書類を市に提出し、認可をうけましょう。



# 更新に必要な書類は？

▶書き方は、「更新マニュアル資料編」を参考ください。

▶登記事項要約書等も提出が必要です。

- ・土地の登記事項要約書等で、  
土地の所有者、面積等を確認します。
- ・借地権者の区画は、  
建物の登記事項要約書等が必要です。
- ・隣接地指定する区画も、  
土地の登記事項要約書等が必要です。

# (注意) 合意書について

▶合意書の書き方にご注意ください。

▶合意書の記入をお願いする際には、  
合意書の用紙と一緒に、  
合意書の記入例も  
配布することをおすすめします。

「更新マニュアル資料編」  
13~14ページ参照

▶特記が必要な場合について、特にご注意ください。



## 合意書のチェック事項①

・日付は記入されていますか？

→ 合意書に記入した日を記入してください。

・区域番号・区域面積は正しいですか？

→ 区域図・権利者一覧表と見比べてください。

・登記の住所と合意書に記入された住所が違う場合、  
特記は記入されていますか？

→ 特記を記入してください。

“(例)住所は本合意書に記載した住所に相違ありません”



## 合意書のチェック事項②

- ・登記の住所と合意書に記入された権利者が違う場合、特記は記入されていますか？

→ 相続が分かるような特記を記入してください。

“(例)私は●年●月●日に死亡した●●の妻であり、自ら相続することに相違ありません”

- ・登記の住所と合意書に記入された名前が違う場合、特記は記入されていますか？

→ 名前の変更が分かるような特記を記入してください。

“(例) ●●から△△に姓を変更しました”



本編 19ページ

## 登記事項要約書の入手方法は？

- ・法務局で入手できます。
- ・本人でなくても誰でも入手できます。

登記事項要約書 450円/筆

※乙区(抵当権など)の情報を件数表示にできる(法務局に申出)

プライバシーの問題もあるため、

- ・個人で申請するのか
- ・運営委員会で一括申請するのか

事前に総会等で決めておくことをおすすめします。



# 市の支援

市職員が、地域に出向いて建築協定の制度などについて説明します。



19



## インターネットもご活用ください

建築協定に関する資料がインターネットでご覧になれます。

神戸市役所・神戸市建築協定地区連絡協議会のホームページでは、建築協定にまつわる様々な情報を提供しております。

- ▶ 建築協定のあらまし
- ▶ 建築協定地区一覧
- ▶ 建築協定の認可手続き
- ▶ 建築協定運営委員会のマニュアル など

The screenshot shows a search results page titled '建築協定の更新・加入手続きをされる方へ'. It includes a sidebar for '同じ分類から探す' and a list of documents under '建築協定'.

- 建築協定の更新手続きについて (PDF: 90KB)
- 建築協定の認可手続きについて (PDF: 2,419KB)

神戸市のトップページから、「建築協定」でキーワード検索！

神戸市 建築協定

検索

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/kurashi/machizukuri/torikumi/construction/index.html>)

お問合せ先 神戸市建築安全課 指導係 TEL:078-595-6555

20

